

山梨テクノ ICT メッセにおける
新型コロナウイルス感染防止のための対応指針

令和4年6月16日時点

山梨テクノ ICT メッセ実行委員会

●作成にあたって

本指針は、政府の対処方針や山梨県の対応等を踏まえ、公益財団法人やまなし産業支援機構が示したガイドラインに沿って、山梨テクノ ICT メッセ（以下「メッセ」という）における新型コロナウイルス感染予防策として実施すべき基本的事項を整理している。

なお本指針中の主催者とは、メッセ実行委員会を指すものとする。

1.感染リスクが想定される場面

メッセ会期中は、来場者が会場内を動き回り出展者と商談を行うが、大声での会話・発声などはほとんどなく、立ったまま或いは着席しての商談又は展示会の中で開催のセミナーなどの聴講といった静的な傾向が強い活動が主である。

上記の特徴から、主たる感染リスクが生じる場面としては以下のものが想定される。

- 搬入出時：ブース施工時・商品陳列時の会話による飛沫感染や共有工具・備品などからの接触感染
- 会期中来場者受付時：待機列での飛沫感染・来場者受付手続き時の会話による飛沫感染及び接触感染
- 展示ホール内視察時：共有部の手すり・設備・エレベーターのボタン・トイレ使用時等に便器やドアノブなどでの接触感染
- ブースでの商談時：会話による飛沫感染、テーブルや椅子・商品に触れることによる接触感染
- 弁当販売・飲食エリア・休憩所：会計時の会話による飛沫感染、テーブルや椅子での接触感染

主催者をはじめとし、関係者はこうした具体的場面を想定して感染防止策をとることが求められる。

2.メッセの上限人数

メッセの上限人数は、開催時間中に主催者が入館者及び退館者の数を常時管理できる仕組みとし「最大同時入館者」を1, 0 0 0人（出展者、運営スタッフを含む）とする。

3. 共通で行うべき対策（主として、主催者、会場管理・運営者、展示会支援企業）

- ・ 自社及び外注先のスタッフには毎朝体温と体調の確認を行い、37.5度以上の発熱がある場合や体調がすぐれない場合には、会場に来ないよう徹底
- ・ 自社及び外注先のスタッフが、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察機関を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合には、会場に来ないよう徹底
- ・ 関係者の従業員（来館者を含む）にマスクの常時着用と、入口・施設内での手洗いや手指消毒の励行を周知徹底するとともに、出展者及び来場者に対しても同様の対策を行うよう依頼
- ・ 人との接触をなるべく避け、待機列、商談、セミナー等での対人距離を最低1m（できるだけ2mを目安に）確保
- ・ 展示会施設、ブース、プレゼンコーナー、講演会等の会議室などの施設の換気
- ・ 展示会場内のブース、プレゼンコーナー、講演会等の会議室などの高頻度接触部位（テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電機のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すり、エレベーターのボタンなど）の特定と消毒・清掃。特に多くの人々が共有する商談スペースやセミナー室等については、毎日の開始前及び終了後の清拭消毒や換気の徹底に加え、1回の使用毎にテーブル・椅子の背もたれや出入り口ドアノブなどの高頻度接触部位の消毒・清掃。使用者に対しても使用後の消毒を行うよう依頼
- ・ 弁当販売や飲食エリア、休憩所などにおいて、換気の徹底、真正面での座席配置を避け、テーブルや椅子の間隔は最低1m（出来るだけ2mを目安に）あけ、定期的に消毒・清掃
- ・ 利用目的、場所の密閉度を考量し、関係者が適切な身体的距離（できるだけ2m（最低1m））を確保するため、施設或いはブース等において、入場制限等を含む適切な対応を徹底
- ・ ユニフォームや制服を着用する場合はこまめに洗濯
- ・ 展示会は多岐に亘る業種の会社により構成される。各社では展示会業界のガイドラインだけでなく、夫々の業界のガイドラインを確認し、適切な対応を徹底

4.主催者が行う対策

●計画時

- ・展示会全体の計画をする際には、感染防止の観点から、出展者や来場者が密になりにくいレイアウトプランの立案
- ・展示ホール内最低通路幅は展示会の通路幅として多くの展示会で設定されている3メートルまたはそれ以上の確保
- ・会場側と調整することで、消防法を順守し、会場の使用面積、予定来場者数などの点から密にならないようなレイアウトプランの立案
- ・来場者が密を避けることができるよう、抜け道や退避可能な広場を設置する等の工夫
- ・出展者ブースの施工ルールは、高さ4mを超える構造や2階建て構造など現場で作業に負担のかかるデザインは極力避けるよう設定、施工時間短縮と施工人員削減による安全な作業環境の確保
- ・出展及び来場者誘致活動にあっては、感染者の増加が見受けられる都道府県に向けた周知活動は慎重に行う。海外からの参加については、入国やビザの発給制限がある国からの参加、感染した場合重症化リスクが高い高齢者や持病のある方の参加は断るなど、政府や自治体の方針や支持に従い計画し、感染状況により「参加を自粛してもらう」若しくは「慎重な行動を呼び掛ける」など安全を重視したルール作り、対応の検討・実施
- ・感染リスクのある付帯イベント（開会式、来場者参加型のイベントなど）は自粛
- ・受付等待機列が予想される場所における間隔目印は床面に最低1m毎（できるだけ2mを目安に）に目印・デザインを施工
- ・受付・インフォメーション等の飛沫感染防止・接触感染防止施工についてアクリル板などの設置またはそれに準ずる感染防止策の実施
- ・すべての期間を通じ来館者全員にマスク着用を周知
- ・展示会の計画時から、開催地域の感染状況を踏まえ、会場管理者である（公財）やまなし産業支援機構や山梨県と調整し、当該要請等を踏まえ適切に対応

●準備時

- ・出展マニュアルにブースで飛沫感染や接触感染が起こらないよう、説明員のマスク着用を徹底するほか、人と人との距離を確保できない場合などで必要な場合は商談テーブルなどにアクリル板やビニールカーテンなどの感染防止策を取る旨を記載
- ・展示会案内WEBにて展示会来場の際にはマスク着用義務や検温がある旨を告知。
- ・会場でサーモグラフィー等の機器を準備し来館者を入館時に検温できる仕組みづくり

の構築

- ・展示ホール入口に消毒液を設置し来館者に手指の消毒を義務付ける。また、展示ホール内に仮設で休憩所・ラウンジなどを設置する場合、ベンチのみなどの簡易な休憩所を除き、各テーブルに消毒液を設置する

●搬入時

- ・マスク着用チェック：自社・施工関係・運送会社など全入館者のマスク着用を目視確認し、未着用者への着用依頼の実施
- ・展示ホール内空気循環のため搬入出口の常時解放の徹底
- ・施工中の密防止について、必要に応じ館内アナウンスの繰り返し実施
- ・来館者向けに館内共有部へのサイン設置：マスク着用・手洗い・手指消毒の励行等呼びかけ
- ・展示ホール入口などにアルコール消毒液を設置し施行者に手洗いと手指の消毒を励行

●会期中

- ・来場受付待機列管理：床面シール等貼付により待機列で人がスペース（最低1m、できれば2mを目安に）をあけて並ぶようにする
- ・全来場者の登録情報（個人情報）を取得し感染発生時に備える
- ・来場者にマスク着用・手洗い励行などのサイン表示を入口付近に設置する
- ・展示ホール入口及び主催者がホール内に設置した休憩所・ラウンジなどにアルコール消毒液を設置し来館者に入館時の手指消毒の徹底及びホール内滞在中の頻繁な手洗いと手指消毒を励行。定期的な見回りによる残量確認と補充及びテーブル・椅子などの清拭消毒
- ・入館者全員に対しマスク着用の目視確認と未着用者にマスク着用を要請
- ・サーモグラフィー等の機器により入館者に対する検温の実施
- ・入館時の検温で37.5度以上の発熱があることが分かった場合、息苦しさ（呼吸困難）・強いだるさや、軽度であっても咳・咽頭痛などの症状がある場合、新型コロナウイルス感染症陽性とされた者との濃厚接触がある場合、過去14日以内に政府から入国制限、入国後の観察期間を必要とされている国、地域等への渡航並びに当該在住者との濃厚接触がある場合に入館を断る際には感染疑い時対応マニュアルに記載した手順にて対応し、感染相談センターの電話番号や管轄保健所連絡先を記載した書面を渡すなど対応
- ・万が一感染が発生した場合に備え、個人情報の取り扱いにも十分注意しながら、来

場者の名簿を適正に管理する。なお、来場者を含む関係者の名簿は3週間以上保管する

- ・展示ホール内空気循環のため、運営・安全面での支障がない範囲で搬入出口シャッターを50cm程度開放しておく
- ・入館者数を常時確認し入館制限の徹底
- ・(商談等に支障がない範囲で) 密注意喚起のアナウンスを繰り返し行う

●搬出時

- ・閉館時間になったら来場者には速やかに退館いただき搬出を開始する
- ・搬出時に入館者がマスク着用するようにアナウンスし館内モニターを継続する
- ・搬出時も展示ホール入口などに消毒液を設置し手洗いと手指の消毒を励行する

●プレゼンテーション・基調講演等

- ・WEBでの実施を前提とするが、登壇者・司会者の演台に飛沫防止のシールドを設置、または登壇者と聴講最前列との距離は飛沫到達距離である2m程度空ける
- ・聴講者同士の間隔が最低1m(できるだけ2mを目安に)程度あけるよう席配置する
- ・基調講演についても、ドアの開放、オープンスペースでの実施による密閉防止策と換気、オンラインでのリモート実施など来場者を分散させるなどの工夫に努める。登壇者が使用するマイクや共有するパソコンやポインター等の備品は毎回消毒を行うよう徹底する
- ・感染防止のため、聴講者には自らが使用する筆記用具、水などは各自用意するよう事前に周知する

5.会場管理者が行うべき対策

会場となるアイメッセ山梨は、主催者が貸切りで借用するため、会場管理者である（公財）やまなし産業支援機構としては、主催者が講じる感染防止策に対する十分なサポートをするとともに、必要に応じて対策の実施状況の確認を行い、対策が不十分な場合には改善を求める。

6. メッセ運営に関連する各企業が行うべき対策

● ブース施工・備品レンタル・電気配線など展示装飾関連施工会社が行うべき対策

- ・ 施工会社は出展者ブース等をレイアウトする際は、密を避けるレイアウトとなるよう配慮し、現場施工の負担が大きくなるようなデザインも避けるよう心掛ける
- ・ 施工関係者用ストックなど共有スペースを設置する場合はそれらの手が触れるドア・ドアノブ・棚などについて使用期間中の消毒と清掃の手配
- ・ 自社及び外注先スタッフの業務でどの仕事にどのレベルの防護具が必要かを確認（マスクは全員着用）
- ・ 自社及び外注先スタッフのマスク等の手配
- ・ 自社及び外注先の来館予定者管理：自社及び外注先スタッフと施工日、担当エリア、実際の勤務時間等できるかぎり詳細に管理
- ・ 共有する工具、台車などについての消毒・清掃の実施
- ・ 仮設の共有ストックなど支援企業が共同または単独で使用する場所や設備の消毒
- ・ 顧客（主催者・出展者）が発注した設備・備品などについての納品時消毒の実施
- ・ 閉幕直後に出展者の搬出時間帯が設置されている場合は出展者の搬出が終わるまでは入館しない

● 弁当販売・食堂エリア・休憩所にて行うべき対策

- ・ 売店（弁当・お土産販売）や食事エリアなどは各業界ガイドラインも徹底する
- ・ 主催者が設ける食事エリアのテーブルには、主催者がアルコール消毒液を設置し、定期的に確認・補充
- ・ 主催者が設ける食事エリアや休憩所については、主催者が清掃会社を手配しテーブルや椅子の背もたれなど高頻度接触部位の消毒を定期的の実施
- ・ 食器は Disposable とし、お盆やトレイを再利用する場合には、洗浄または消毒を実施
- ・ 食堂エリアや休憩所の各テーブルには来客用の消毒液を設置
- ・ 販売スタッフのマスク着用と頻繁な手洗い・手指の消毒実施を徹底
- ・ 販売スタッフと客の間にビニールカーテンなどの遮蔽物を設置
- ・ 売店（弁当・お土産販売）などはキャッシュレスによる決済を推奨
- ・ ゴミが発生する場合は、全て持ち帰りとする（弁当の空き箱などは弁当屋が全て回収処理とする）

● 警備会社が行うべき対策

- ・ 夫々の業界のガイドラインも徹底

- ・ 対面業務（受付・案内など）を行うものはマスクを着用させる
- ・ 休憩前後など頻繁に手洗いと手指の消毒をするよう徹底
- バス会社・タクシー会社が行うべき対策
 - ・ 対面業務（運転手など）を行うものはマスクを着用させる
 - ・ 休憩前後など頻繁に手洗いと手指の消毒をするよう徹底
 - ・ 乗車待ちの列は、間隔（最低1m）をあけて整列（主催者がフロアマーカ等を設置し、密集を避ける工夫をする）
 - ・ 3密を避けるため、乗車人数を制限する場合がある
 - ・ シャトルバス（又は、臨時バス）やタクシーの運行にあたっての対応方針は、夫々の業界のガイドラインも徹底

7.出展者に促すべき対策

●計画時

- ・顧客を招待する際に会場での検温があること、マスク着用が必須であることなど注意事項周知・徹底
- ・事前アポ取りの促進による商談の効率化とブースでの密の防止
- ・感染防止対策のため、試食などの販促活動は禁止
- ・自社ブースにおける密を避けるため、説明員等のスタッフ人数を1小間（5㎡）当たり2人以下（できるだけ1人）とする
- ・名刺交換は電子的に実施することを検討

●出展準備時

- ・ブースデザインにあたり、密を発生させるリスクを抑えるよう通常よりスペースに余裕を確保
- ・商談エリアで来場者と対面となるレイアウトの場合には、双方のマスク着用を徹底しつつ、必要に応じて飛沫感染防止のためのアクリル板やビニールカーテン等の遮蔽物を設置
- ・自社ブースで使用するマスクや消毒液を用意
- ・説明員として参加するスタッフの業務に必要な防護具（マスク、フェイスシールド等）を検討し、手配する
- ・可能であれば各社が日別の来場予定顧客名簿を含む商談予定表を作成し管理するよう努める
- ・商品パンフレットや会社案内などの資料はデジタル化などの検討を行う
- ・出展品等の接触感染防止のため、出展製品等の頻繁な消毒または来場者が展示物に触れにくいような工夫をする

●搬入時及び搬出時

- ・マスク着用と頻繁な手洗い、手指消毒をするよう徹底
- ・自社ブース搬入開始前には特にドアノブや棚・テーブル・椅子の背もたれなどを清拭消毒
- ・自社ブースで出たゴミは必ず持ち帰ることを徹底する
- ・マスクやフェイスシールド、手袋などはビニール袋などに入れた上で必ず密閉し、自己責任において廃棄処分をすること
- ・自社ブース搬入完了時にブース内の共有物品や人の手が触れるものを清拭消毒すること

●会期中

- ・スタッフ全員のマスク着用の徹底と、商談や説明時なども含め大声で会話や呼び込みを控える
- ・展示会場での商談は、極力事前に日時調整し後日WEB会議などオンラインも活用するなど現地での商談が必要以上に長引かないよう工夫し、名刺交換も可能であれば電子的に実施する
- ・自社ブース内の高頻度接触部位（出展製品、テーブル、椅子の背もたれ、ドアノブ、電気のスイッチ、電話、キーボード、タブレット、タッチパネル、レジ、蛇口、手すりなど）を、各社にて責任を持って毎日複数回清拭する。商談に使用するテーブル・椅子や製品などは商談毎に消毒する
- ・自社ブースの来客状況によりデモンストレーションや商談時間を柔軟に調整し、密な状況を作り出さない
- ・外出や商談後にスタッフの手指の消毒を徹底する
- ・閉館時間になったら速やかに商談を終えて来場者に退館を促す
- ・会社案内や製品カタログなどの配布物は「置き渡し」とし、直接手渡しはしない

8.来場者に促すべき対策

- ・当日の検温と体調の確認をし、発熱や体調不良があれば来場を自粛する
- ・会場入口にてサーモグラフィー（非接触体温計を含む）を設置し、体温チェックする。
その結果、発熱や体調不良があれば入場をお断りし、医師による診断をお願いする
- ・商談希望の出展者との商談日時は極力事前に調整する
- ・展示会場での商談は、極力事前に日時調整し後日WEB会議などオンラインも活用するなど現地での商談が必要以上に長引かないよう工夫し、名刺交換も可能であれば電子的に実施する
- ・入場受付の際は、密集を避けるため、間隔をあけて整列（最低1m）
- ・共有のペン（筆記用具）は設置しないので、自身で用意
- ・会場ではマスクの着用と頻繁な手洗い・消毒を実施し、密になり得る状況での長時間の商談は避ける
- ・出展製品はなるべく触れないように心掛けるとともに、触れた場合はこまめに手指を消毒する
- ・商談時に大声で話すことは避け、出展者とも最低1m（できるだけ2mを目安に）確保するよう努める
- ・ゴミは全て持ち帰り

9.おわりに

上記感染防止策を行うとともに、新型コロナウイルスにおける新しい生活様式にあった新たな展示会を構築するため、関係者が一丸となって、これまでにない取り組みを進めるなどの創意工夫を図りつつ、感染拡大防止と基幹産業である製造業の発展ひいては地域経済活性化に貢献する

お問合せ先

山梨テクノ ICT メッセ実行委員会 事務局（担当：丹沢・新井・小菅）
〒400-0055 山梨県甲府市大津町 2192-8 アイメッセ山梨 3F
TEL：055-243-1888／FAX：055-243-1890
E-mail：keiei1@yiso.or.jp